

<p>タイルカーペット洗淨</p>	<p><b>【判断の基準】</b>  洗淨に使用する機器の消費電力量が0.22kWh/m<sup>2</sup>以下であること。  洗淨に使用する水量が40L/m<sup>2</sup>以下であること。  洗淨に使用する洗剤等は、清掃に係る判断の基準（「清掃」参照。）を満たすこと。  洗淨完了後のタイルカーペットを水洗いした回収水の透視度が5ポイント以上であること。</p> <p><b>【配慮事項】</b>  洗淨に用いる洗剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。  洗剤の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。  洗淨に使用する洗剤等については、指定化学物質を含まないものが使用されていること。  洗淨に当たって使用する電気等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。</p>
-------------------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「タイルカーペット洗淨」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離・分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することをいう。
- 2 判断の基準 の透視度は JIS K 0120 による。
- 3 配慮事項 の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）の対象となる物質をいう。

<p>機密文書処理</p>	<p><b>【判断の基準】</b>  当該施設において排出される紙の種類や量を考慮し、施設の状況に応じた分別方法及び処理方法の提案がなされ、製紙原料として適切な回収が実施されること。  機密文書の処理にあたっては、排出・一時保管、回収、運搬、処理の各段階において、機密漏洩に対する適切な対策を講じた上で、製紙原料としての利用が可能となるよう次の事項を満たすこと。  ア．古紙再生の阻害となるものを除去する設備や体制が整っていること。  イ．直接溶解処理にあたっては、異物除去システムが導入された設備において処理されること。  ウ．破碎処理にあたっては、可能な限り紙の繊維が保持される処理が行われること。  適正処理が行われたことを示す機密処理・リサイクル管理票を発注者に提示できること。</p> <p><b>【配慮事項】</b>  機密文書の発生量を定期的集計し、発注者への報告がなされること。  紙（印刷・情報用紙及び衛生用紙）として再生可能な処理が行われること。  運搬にあたっては、積載方法、搬送方法、搬送ルート効率化が図られていること。  可能な限り低燃費・低公害車による運搬が行われること。</p>
---------------	--

- 備考) 1 調達を行う各機関は、廃棄書類の排出にあたって機密の度合や必要性を考慮し、可能な限り機密文書として排出する量の削減に努めること。
- 2 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア．判断の基準 の破碎処理の発注にあたっては、裁断紙片の大きさについて確認を行うこと（古紙の再生においては、裁断した紙片が望まれる機密性の範囲において、より大きい方が望ましい。事業者による裁断紙片サイズの目安は 10mm x 50mm 以上）
- イ．庁舎等内におけるシュレッダー処理は、一般的に古紙原料としての利用適性が低下することから、機密の度合いや必要性を考慮して行うこと。シュレッダー屑は廃棄・焼却せず、紙の種類に応じて適切に製紙原料として使用されるよう、古紙回収業者や機密文書処理事業者等に回収・処理を依頼するよう努めること（古紙として再生に適した紙幅の目安は 5mm 以上）
- ウ．本項の「清掃」に示した別表 1 を参考に、施設の状況に応じた分別方法を定めるとともに、別表 2 に示された古紙再生の阻害要因となる材料を取り除き、適切な分別回収に努めること。
- 3 判断の基準 の「機密処理・リサイクル管理票」とは、回収された機密文書が機密抹消処理後に製紙原料として使用されたことを証明する書類をいう。なお、この証明書は溶解、破碎などの処理を事業者に委託した場合に提示されるものであり、調達を行う各機関内でシュレッダー処理を行ったシュレッダー屑についてはこの限りでない。

害虫防除	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>害虫防除において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>殺そ剤及び殺虫剤の乱用を避け、生息状況等の調査を重視した総合的な防除措置が講じられていること。</p> <p>害虫等の発生・侵入を防止するための措置が講じられていること。</p> <p>防除作業にあたり、事前計画や目標が設定されていること。また、防除作業後に、効果判定（確認調査、防除の有効性評価等）が行われていること。</p> <p>殺そ剤又は殺虫剤の使用に当たっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）において製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を使用し、使用回数・使用量・使用濃度等、適正かつ効果的に行われていること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>生息状況等に応じた適切な害虫防除方法等を提案するよう努めていること。</p>
------	---

備考) 本項の判断の基準と対象とする「害虫防除」は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律を基本に、庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除とする。

## (2) 目標の立て方

当該年度に契約する品目ごとの業務の総件数に占める基準を満たす業務の件数の割合とする。